

## シンボルマーク使用申請書：様式 X 記入上の注意

### I. 海洋生分解性プラの場合は様式 X-3 を用いて下さい。

審査に先立ち、事務局が記入内容をチェックし SDS 等 必要書類を要求する場合があります。

送付先：〒104-0032

東京都中央区日本橋箱崎町 5-11 ユニバーサルビル 6F

日本バイオプラスチック協会識別表示委員会事務局

TEL：03-5651-8151

### II. 申請書各項目について

#### 1. 海洋生分解性プラの名称

基本的には 商品名をご記入下さい。一般名称を不可とはしませんが、ブランド名・グレード名・品番等 商品を特定できる名称として下さい。

新規の場合、認証整理番号は事務局が記入します。

代表者は、その商品を扱っている部署の長、もしくは、担当者の上司として下さい。

担当者欄の住所は、使用許可書送付先をご記入下さい。

#### 2. シンボルマークの使用方法

- ① シンボルマークをどのように（どこに）表示するかについて、お知らせ下さい。尚、マークの近傍（好ましくは 下部）には 必ず 認証整理番号を表記ください。

例：パッケージの下部に印刷、シンボルマークのシールを製品に貼付、製品に刻印

カタログに印刷、パンフレットに印刷、URL に表示・・・等

- ② 部分限定シンボルマークの適用を受けた場合、どの部分が対象であるかを記入下さい。  
③ シンボルマーク近傍に何らかの説明文（語句）を表示する場合、それを記入下さい。

#### 3. 海洋生分解性バイオマスプラ表記

「海洋生分解性バイオマスプラ製品基準」に適合すると判定された製品は、表記可能です。

#### 4. 主な用途

該当する主な用途を○で囲んで下さい。

#### 5. 製品を構成する原料

製品を構成する全ての原材料名（商品名（ブランド/グレード名）と、物質名または PL（ポジティブリスト）名 及び メーカー名）をご記入下さい。

海洋生分解性プラの場合は、これら原材料は全て、ポジティブリストに記載されている物質であることが必要です。製品に直接印刷する場合のインキも原料となりますので、ご注

意ください。

ポジティブリストは、日本バイオプラスチック協会ホームページでご覧下さい。

<http://www.jbpaweb.net/>

トップページの「海洋生分解性プラ識別表示制度」を開き、一覧より「ポジティブリスト」をクリックすると、原材料の分類毎のポジティブリストがご覧いただけます。

海洋生分解性プラの場合 ポジティブリストにない原料を使用する場合には、その材料をポジティブリストへ追加記載をする為の申請をする必要がありますので 事務局に相談ください。併せて 「ポジティブリスト作成基準」をご参照下さい。

- 
- 様式 X 記載の配合処方につきましては、基本的には非公開ですが、識別表示委員会（各部会）においては製品組成分析の結果の吟味が欠かせないことから、「本製品が、識別表示委員会（各部会）において、バイオプラ識別表示機能維持のための製品管理対象となった場合に限り、識別表示委員会（各部会）において、様式 X 記載内容が公開される場合があります。」とし、様式 X に付記しております。この付記は、別途事務局が会員各位と機密保持契約、若しくは覚え書きを交わしたとしても、それに優先する事とします。このようなケースが発生するのは非常に稀とは思いますが、ご諒承下さいますようお願い申し上げます。
- 

#### 6. 特定元素含有量 または 特定有害物質含有量

製品についての測定値や 合理的推定値をご記入下さい。それらが無い場合は未記入でも結構です。個別に事務局とご相談させて戴きます。

#### 7. 特記事項

- ① 製品を成形（加工）する際に、特別な条件があればご記入下さい。（これは、特別な条件の際に原材料が変性して、生分解性などが変わる可能性についても検討するためにご記入戴くものです。）
- ② 修正申請（修正・更新申請を含む）の場合は、修正された部分（内容）を明記下さい。

#### 8. 製品情報

- ① マーク取得製品の普及を目的として、協会ホームページで公開いたします。公開をご希望の場合は、製品名・アピールされたい特徴を記入願います。問い合わせ部署は、本申請のご担当部署でなくてもかまいません。
- ② 協会ホームページで製品の写真の公開を希望の場合、写真原稿を添付して下さい。

以上